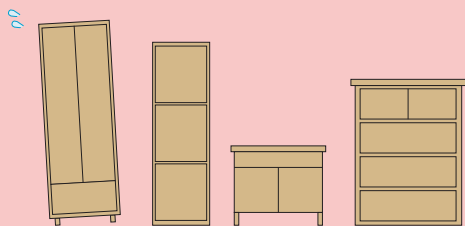


家具転倒防止器具



取付助成

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊や転倒により多くの方が亡くなりました。

あなたやご家族の命を地震による家具の転倒から守り避難経路を確保するために、家具の転倒を防止する器具の取り付けが有効です。

ご自宅の家具の配置や固定を見直し、大地震に備えましょう。

■助成制度について

中野区から耐震改修施工者^{※1}を派遣して、家具転倒防止器具の設置工事費用と転倒防止器具代（1万円まで）が無料となる助成制度です。

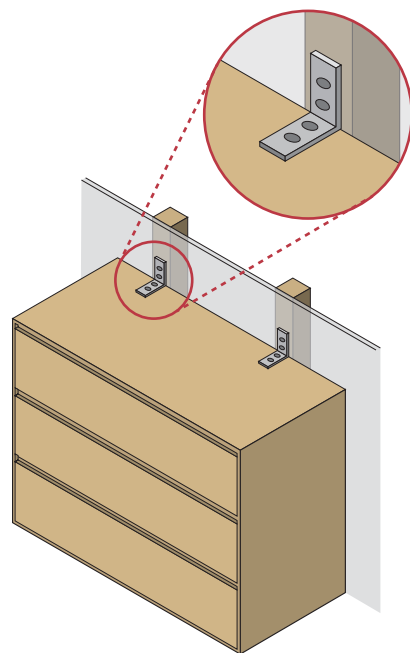
器具代が1万円を超えなければお客様のご負担はありません。

■固定器具の取り付けについて

地震の揺れによって転倒する危険性のある家具（タンス、書棚、食器棚等）をL字金物等で壁・柱にビス等で固定します。建物の構造や家具の配置状況によっては器具が取り付けられない場合があります。また、電化製品は対象外です。

器具を取り付ける際に、壁や家具にビス穴等の傷がつきます。

器具を取り付ける住宅が自己所有でない方や共有等の場合は、事前に建物所有者の承諾を得てください。



■留意事項

- ・引越し等による金物の撤去及び壁等の傷補修は自己負担となります
- ・家具転倒防止器具の取り付け以外の工事を耐震改修施工者に依頼する場合には、事前に区にご相談ください

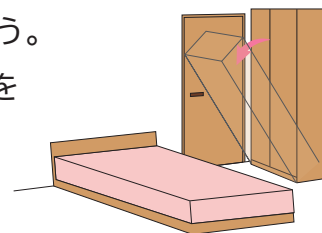
■家具の配置も工夫をしよう

・安全な家具の配置

就寝する部屋では、就寝位置（特に枕元）から家具を出来るだけ離しましょう。出入口付近は、いざという時避難路を塞がれてしまうので、なるべく家具を置かないようにしましょう。

・重いものは下の方に収納

家具を倒れにくくするためには、重いものを下に収納して重心を低くしましょう。



※1 耐震改修施工者……区による耐震改修工事に関する講習を受けた後、区長による耐震改修施工者登録証の交付を受けた者

■助成対象となる世帯

- ① 満65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
- ③ 満65歳以上の方及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
- ④ ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯
- ⑤ その他区長が必要と認める世帯

■申込時に提出するもの



提出書類

- ☐ 中野区家具転倒防止器具取付助成申込書（第1号様式・第2号様式）
- ☐ 助成の対象となる世帯であることを証明できる書類の写し
（保険証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳等）



建物が共有、区分所有、賃貸等の場合

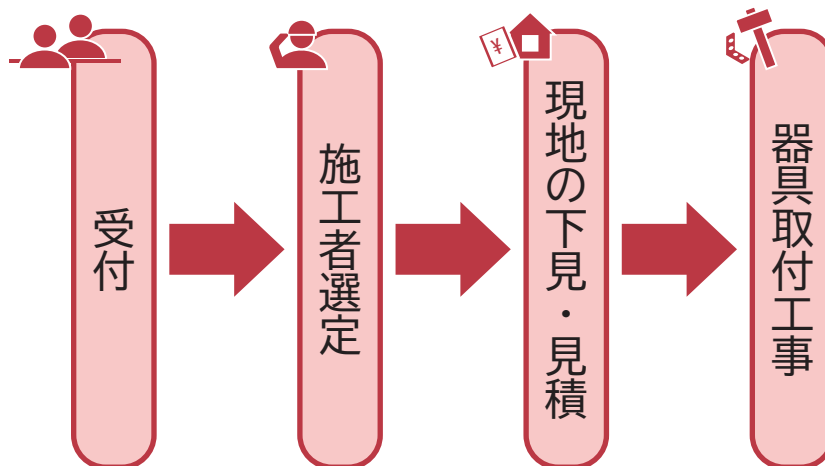
- ☐ 共有者、管理組合、所有者等の承諾書

💡 各同意書・委任状について



申込書、承諾書の書式は窓口
またはHPより入手可能です

■器具取付工事までの流れ



問い合わせ先

中野区家具転倒防止器具取付助成要綱 要綱第49号 2004年3月31日

中野区 都市基盤部 建築課 耐震化促進係（区役所9階）

住所：東京都中野区中野 4-11-19

電話：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp